

平成 29 年度 社会福祉法人・施設等に対する指導監査の概況について

高知市健康福祉部指導監査課

平成 29 年度に実施した指導監査のうち、文書により改善を求めた指摘事項について、件数及び主な内容等を公表いたします。

なお、当該指摘事項については、各法人及び施設からの改善報告内容を確認し、すべて改善済み又は改善中であることを申し添えます。

1 概要

社会福祉法人及び各種社会福祉施設は、下表のとおりそれぞれの法律において定義されており、所轄庁の指導監査権限も同様に、法人・施設ごとに法律で規定されています。

これらの法人・施設に対する指導監査には、本市において年度毎に作成する実施計画に基づいて行う「一般指導監査」、運営等に問題が発生した施設等に対して随時実施する「随時指導監査」、運営等に重大な問題が認められる施設等に対して臨機に実施する「特別指導監査」の3つの形態があり、いずれも実地において行われます。平成 29 年度中は、一般指導監査 130 件を実施しました。

指導監査の実施頻度は、原則として2年に1回以上としており、民営保育所、認定こども園（幼保連携型・保育所型）、家庭的保育事業等（小規模保育事業・事業所内保育事業）及び母子生活支援施設は毎年実施しています。また、平成 29 年度は、全ての特定・教育保育施設及び特定地域型保育事業所に対し、子ども・子育て支援法に基づく確認監査を同時に実施しました。

なお、特別養護老人ホームに対しては、老人福祉法に基づく指導監査と、介護保険法に基づく実地指導を原則として同時に実施しています。養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウス）についても、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護等の指定を受けているものについては、老人福祉法又は社会福祉法に基づく指導監査に加え、介護保険法に基づく実地指導を併せて実施しています。また、障害者支援施設に対しては、社会福祉法に基づく指導監査と、障害者総合支援法に基づく実地指導を並行して実施しています。これら実地指導の結果については、「平成 29 年度 介護保険事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する実地指導の概況について」を参照してください。

施設等種別	法人・施設等根拠規定	指導監査根拠規定
社会福祉法人	社会福祉法第 22 条	社会福祉法第 56 条第 1 項
保育所	児童福祉法第 39 条第 1 項	児童福祉法第 46 条第 1 項
幼保連携型認定こども園	児童福祉法第 39 条の 2 第 1 項 認定こども園法第 2 条第 7 項	認定こども園法第 19 条第 1 項
保育所型認定こども園	児童福祉法第 39 条第 1 項 認定こども園法第 2 条第 6 項	児童福祉法第 46 条第 1 項
家庭的保育事業等		
小規模保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項	児童福祉法第 34 条の 17 第 1 項
事業所内保育事業	児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項	児童福祉法第 34 条の 17 第 1 項

母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条	児童福祉法第 46 条第 1 項
養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 4	老人福祉法第 18 条第 2 項
軽費老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 6	社会福祉法第 70 条
特別養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 5	老人福祉法第 18 条第 2 項
障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項	社会福祉法第 70 条
福祉ホーム	障害者総合支援法第 5 条第 26 項	障害者総合支援法第 81 条第 1 項
救護施設	生活保護法第 38 条第 2 項	生活保護法第 44 条第 1 項

2 社会福祉法人に対する指導監査

高知市が所管する社会福祉法人は、高知市内に本部を置き、かつ、当該法人が経営する事業所がすべて高知市内に設置されているものとなります（高知市外でも事業を行っている法人は、都道府県の所管となります。）。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
社会福祉法人	69	12	7

(2) 主な指摘内容

○ 役員等の構成関係

- ・ 監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」を含めること。
- ・ 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者を含めないこと。
- ・ 評議員は、当該法人の職員を兼ねることができないため、新たに選任すること。

○ 理事会関係

- ・ 重要な役割を担う職員の選任は、理事会の決議を経て行うこと（施設長代理の選任を理事に事後報告）。

○ 理事及び監事の報酬等の額

- ・ 理事及び監事の報酬等の額が定款で定められていない場合は、評議員会の決議により定めること。

○ 公表関係

- ・ 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、インターネットの利用により公表すること。

3 保育所に対する指導監査

公立保育所は、2年に1回の頻度で実施しています。

民営保育所 62 施設の経営主体の内訳は、社会福祉法人 60・一般社団法人 2 となっています。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
公立保育所	24	12	2
民営保育所	62	62	20
(社会福祉法人)	60	60	20
(その他法人)	2	2	0

(2) 主な指摘内容

- 入所者処遇関係
 - ・園児の事故等について、事故記録を作成し適切に記録を残すこと。
 - ・通院を要さない事故（誤食・誤薬を含む）が起こった場合についても、原因分析や再発防止策の検討・評価等を行い、対応した記録を残すこと。

- 防災対策関係
 - ・避難・消火訓練は、月1回以上実施し、記録を具体的に残すこと。

4 認定こども園に対する指導監査

幼保連携型 5 施設の経営主体の内訳は、学校法人 5，保育所型 7 施設の経営主体の内訳は、株式会社 5・有限会社 2 となっています。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
幼保連携型（学校法人）	5	5	4
保育所型	7	7	1
(株式会社)	5	5	0
(有限会社)	2	2	1

(2) 主な指摘内容

- 防災対策関係
 - ・避難訓練及び消火訓練は、各々月1回以上実施し、記録を適切に残すこと。また、年2回以上、事前にその旨を消防機関に届出を行うこと。

5 家庭的保育事業等に対する指導監査

家庭的保育事業等は、小規模保育事業 10 事業所と事業所内保育事業 3 事業所となっています。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
小規模保育事業	10	10	2
事業所内保育事業	3	3	0

(2) 主な指摘内容

○ 防災対策関係

- ・避難訓練及び消火訓練は、各々月 1 回以上実施し、記録を適切に残すこと。また、年 2 回以上、事前にその旨を消防機関に届出を行うこと。

6 母子生活支援施設に対する指導監査

平成 29 年度に実施した指導監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
母子生活支援施設	1	1	0

7 老人福祉施設に対する指導監査

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
養護老人ホーム	2	1	0
特別養護老人ホーム	16	13	1
ケアハウス	5	3	0
軽費老人ホーム	1	1	0

(2) 主な指摘内容

○ 会計処理関係

- ・金銭の支払いを行う場合は、経理規程第 25 条に基づき、会計責任者の承認を得て行うこと（承認を得たことが分かるよう、押印等により証しておくこと）。

8 障害者支援施設等に対する指導監査

平成 29 年度は、指導監査の実施年度に該当しませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
障害者支援施設	4	0	0

9 救護施設に対する指導監査

平成 29 年度は、指導監査の実施年度に該当しませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
救護施設	1	0	0

10 特定教育・保育施設に対する確認監査

特定教育・保育施設は、民営保育所 62 施設、幼稚園（特定施設に限る）4 施設、幼保連携型認定こども園 5 施設、保育所型認定こども園 7 施設、幼稚園型認定こども園 9 施設、地方裁量型認定こども園 2 施設となっています。

(1) 確認監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
民営保育所	62	62	0
幼稚園（特定施設に限る）	4	4	0
幼保連携型認定こども園	5	5	0
保育所型認定こども園	7	7	0
幼稚園型認定こども園	9	9	2
地方裁量型認定こども園	2	2	1

(2) 主な指摘内容

○ 人員配置関係

- ・施設型給付費について、加算対象として計上されている常勤職員が、給付申請書で重複計上されている事例が見受けられた。返還処理等について適正に行うこと。
- ・施設型給付費について、加算対象として計上されている非常勤職員 2 名に係る実働及び給与の支給が確認できない事例が見受けられた。所管課と協議の上、返還処理等の必要な事務手続きについて適正に行うこと。

○ 運営関係

- ・「高知市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第 21 条に基づき、運営規程を定め、高知市保育幼稚園課に提出すること。

11 特定地域型保育事業所に対する確認監査

特定地域型保育事業所は、小規模保育事業 10 事業所と事業所内保育事業 3 事業所となっています。

	所管数	実施数	指摘件数
小規模保育事業	10	10	0
事業所内保育事業	3	3	0